

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年3月24日

区民委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後3時24分開会

○伊藤のぶゆき委員長 全員おそろいでございますので、ただいまより区民委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 まず、記録署名員の指名を行います。

くじらい委員、石毛委員。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、議案の審査に移ります。

(1) 第57号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、第57号議案の説明資料、2ページをお開きください。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例でございます。

道路交通法の一部改正により、令和7年3月24日、本日でございます、運転免許証と個人番号カードが一体化されます。これに伴い、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請時に提示が必要な運転免許証、これにマイナンバーカードを加えるという区税条例の改正をするものでございます。

○伊藤のぶゆき委員長 何か質疑はありますか。

○石毛かずあき委員 私の場合は、何点かちょっと確認をさせてもらいたいのですが、マイナ免許証ですけれども、いよいよ本日から全国的に運用が開始されておりますが、マイナ保険証を持参した場合、自身のスマートフォン等からマイナポータルあるいはマイナ保険証読み取りアプリを用いて

免許情報を掲示することで、申請手続きが簡素化につながっていくというふうに言われています。障がいの方々が、皆様のために専ら使用されているその軽自動車等で、身体障がい者の方々が所有している軽自動車の減免申請を電子で行うことができるということなのですが、これについて、もう今日から始まっていますけれども、事前に何か区に対してお声とかありましたでしょうか。

○課税課長 特にございません。

○石毛かずあき委員 分かりました。やはり身体に障がいをお持ちになる方とか様々な方々がいらっしゃいますので、せっかくこうした電子を使っていく申請が整っているわけですから、そこで、なかなかちょっとできない方もいらっしゃると思いますし、不安になっている方が多くいらっしゃると思いますので、これからも丁寧にお声を聞いていただいて進めていただきたいと思っています。

そのマイナ保険証を所有する場合でも、希望すれば、従来の免許証と2枚持ちができるということなのです。当然、2枚持ちのメリットというのがあります。例えば、どちらかなくした場合とかということがありますがけれども、やはり更新の手間が増える点だったり、当然手数料も増えますし、一体化するというのとは、とにかく行政手続のデジタル化だったり、また、更新の手間が省けますから、そういった意味で、この利便性というのを相手方に、不安を感じている方に特にそうなのですが、一層信頼されるように、区としてもお取組をいただきたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○課税課長 この制度、マイナ免許証については、皆さんに御心配ないように、周知を徹底してまいりたいと考えております。

○石毛かずあき委員 それと、そのマイナ免許証に関する住所や氏名の変更手続、これが市区町村に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

おいて一括で行うことができるようになりました。従来の運転免許証を保有しなければ、運転免許センターや警察署で変更手続を行う必要がなくなってきたと、手続の手間が省けると。ですので、今後安定した申請を進めることが大事なのですが、この度、もう多分ニュースで知っていらっしゃると思いますけれども、他県で利用者が免許証の情報を読み取る専用のアプリに不具合が見つかったということで、警察庁から何かそういう情報が入っていると思うのですけれども、区には何かその辺の情報入ってきていますでしょうか。

- 戸籍住民課長 アプリの不具合については、私の方も認識しておりますが、特に今のところ、通知は来ていないという状況でございます。
- 石毛かずあき委員 ありがとうございます。何か大きなトラブルにつながるようなことをおっしゃってなかったようなので、私もちょっとテレビの報道しか分からなかったものですからお聞きしたのですが、中には、ああいう報道があると、区民の皆様も、本当に敏感に不安に思う方もいらっしゃると思いますので、その点の解消ができるような何かアナウンスができればなというふうには思うのですけれども、今後、都だったり、区でも、同じようなことがもしかしたら起きてしまうのではないかというふうに思われ方もいらっしゃるのですが、それをどのように考えているのか、見解を伺います。
- 戸籍住民課長 やはり情報が行き届かないところが、一番不安感を高めてしまうこととなりますので、今回、既にマイナ免許証に関しては、区のホームページでも、案内は掲載しております。詳細な部分は、専門の部署に、警視庁であるとかというところにつながなければいけません、安心できるような情報発信については、区でも責任を持ってやっていきたいと考えております。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

マイナ免許証には、マイナンバーカードの有効期限と、またその免許証の有効期限が別々に存在すると思うのです。そのときに、別々に更新しなければならないという点があります。中には、マイナンバーカードを持ちました、マイナ免許証も取得しました、その後、マイナンバーカードの方の期日が来てしまって更新した。そのまま終わらせてしまう方が中にはいらっしゃると思うのです。なぜかという、なぜこんなことを言うかという、1回更新すると、もう1回マイナ免許証の再更新が必要になってくるらしいのです。それを分からないでそのままにしていると、運転したら免許不携帯になってしまうというおそれがあるというのですが、その点、間違っていたら教えてもらいたいですし、もしそういうようなことがあるのであれば、しっかりとその辺も区民の皆様にお伝えいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○戸籍住民課長 石毛委員おっしゃるとおり、秋頃にそのシステム改修があると聞いておりますが、それまでは、マイナンバーカードの更新をしようとして、再度、マイナ免許証、一体化の手続をしなければいけない。仮にその間に、その数分間かもしれないけれども、またその間に運転してしまうと、免許不携帯になってしまいますので、再交付の際には、区の方からも、交付手続の窓口で、そういった御案内をしていきたいと考えております。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質問ありますか。

○横田ゆう委員 この条例案の改定によって、身体障がい者の方が減免の申請するときには、マイナ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

保険証でも、それから、免許証でもどちらでも申請できる、片方でも申請できるということでもよろしかったでしょうか。

○課税課長 おっしゃるとおりでございます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に各会派から意見をお願いします。

○くじらい実委員 可決をお願いします。

○石毛かずあき委員 可決です。

○横田ゆう委員 利用者に不利益を生じさせるものではないので賛成です。

○市川おさと委員 賛成です。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、(2)第55号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、第50号議案、資料2ページをお開きください。

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

今回、国民健康保険法施行例などの改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

まず、2ページの項番1でございますが、保険料率等の改正案でございます。

国民健康保険加入者全員に賦課される医療分と支援金分につきましては、合計で所得割率が1.09ポイントの減、均等割額が1,500円の減となります。40歳から64歳の国民健康保険加

入者に賦課される介護分につきましては、所得割率が0.11ポイントの減、均等割額が100円の増となります。

次に、項番2は、賦課限度額の変更です。令和6年度に比べ3万円の増、賦課限度額の合計額は109万円となります。

次に、3ページの項番3でございます。

低所得者の保険料の減額でございます。均等割額の改定に伴い、低所得者の保険料の軽減額も改正されるものでございます。

次に、項番4は、均等割保険料の軽減判定基準の変更でございます。5割減額で1万円、2割軽減で1万5,000円基準が引き上げられます。

次に、4ページの項番5でございますが、未就学児の保険料の減額です。

均等割額の改定に伴い、未就学児の保険料の軽減額も改定されます。

5ページ以降は、令和3年度以降の保険料率の推移等を示してございます。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○横田ゆう委員 この条例案は、国保料を7,211円平均で値下げするというもので、物価高騰に苦しむ区民にとっては大変生活が助かるものだと思います。

我が党も、12月に保険料の軽減について申入れを行ってきました。この国保料の減額については、昨年11月に、くらしと営業を守る足立連絡会から陳情が出され、毎回この区民委員会でも質疑をしてきました。保険料が本当に下がるということについては歓迎をしております。

この質疑の中で、区長会、副区長会、それから課長会でどのような審議があったのか教えていただけますでしょうか。

○国民健康保険課長 足立区としましては、被保険

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

者の方、低所得者層が多いということで、値上げにならないように強く主張しているところでございます。

○副区長 副区長会でも、今回減額になるに当たって、複数区から、今、負担軽減策について、もう少し早めてなくしてもいいのではないかというような議論がありましたけれども、私からは、皆様から意見聞いているように、やはり国保料はもう毎年上がって負担が高いということで、できるだけ抑えるようにということを主張させていただきました。

○横田ゆう委員 区長会ではいかがだったでしょうか。

○区長 同様の議論がありまして、私も同じように申し上げました。

○横田ゆう委員 本当に今回の値下げは、皆さんから歓迎されるものだと思います。

そして、もう一つ重要なのは、未就学児の保険料の減額も書いてありますけれども、やっぱりこの未就学児だけではなく、18歳まで引き下げることを強く働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○区民部長 未就学児の保険料の減額だけではなくて、年齢の拡大につきましては、特別区長会を通じて、国、都の方に要望させていただきます。今後とも、引き続き、要望させていただきたいと思っております。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に各会派から意見をお願いします。

○くじらい実委員 前回、区民委員会においても、運営協議会の方向性というのを陳情の場面で確認させていただきました。その際に、1人当たりの国保料が下がるという見解で、今回の条例が出さ

れているのだという認識でおります。

その委員会のときに、お聞きしたのが、なぜ国保料が下がったのかというところをお聞きしたのですけれども、1人当たりの保険給付費の減による医療費の抑制が大きな要因というお答えもありました。これは、健康寿命を延ばしていくためにも、今後各所管の方で連携していただき、医療費の抑制というのは、引き続き、努めていただきたいというのと、あと、先ほど区長会等の主張というのもありましたけれども、これからも、医療制度の維持とバランスも取らなければいけないと思いますけれども、引き続きの働きかけもお願いをしまして、可決とさせていただきます。

○石毛かずあき委員 可決です。

○横田ゆう委員 賛成です。

○市川おさと委員 賛成。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で区民委員会を閉会いたします。

午後3時37分閉会